

令和3年第11回教育委員会定例会

開会年月日 令和3年6月10日(木)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 河 口 浩
同 委 員 坂 口 節 子
同 委 員 高 柳 誠
同 委 員 中 田 尚 代

議 題

1 議案

- (1) 議案第54号 練馬区子ども・子育て会議委員の選定に関する意見について

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (4) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを
求める陳情〔継続審議〕
- (5) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳
情〔継続審議〕
- (6) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて
〔継続審議〕
- (7) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実
・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (9) 令和元年陳情第3号 大泉第二中学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (10) 令和元年陳情第4号 大泉南小学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (11) 令和3年陳情第1号 学校情報化施策の更なる推進に関する陳情書〔継続審議〕

3 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

4 報告

- (1) 教育長報告

①その他

開 会 午前 10時00分
閉 会 午前 10時50分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	木 村 勝 巳
教育振興部教育総務課長	櫻 井 和 之
同 教育施策課長	枝 村 聡
同 学務課長	清 水 輝 一
同 学校施設課長	牧 山 正 和
同 保健給食課長	唐 澤 貞 信
同 教育指導課長	谷 口 雄 磨
同 副参事	山 本 浩 司
同 学校教育支援センター所長	小 野 弥 生
同 光が丘図書館長	清 水 優 子
こども家庭部長	小 暮 文 夫
こども家庭部子育て支援課長	山 根 由美子
同 こども施策企画課長	柳 下 栄
同 保育課長	宮 原 正 量
同 保育計画調整課長	吉 川 圭 一
同 青少年課長	石 原 清 年
同 練馬子ども家庭支援センター所長	今 井 薫

教育長

ただいまから、令和3年第11回教育委員会定例会を開催する。
本日は傍聴の方が1名いらっしゃっている。
それでは、案件に沿って進めさせていただく。
本日の案件は、議案が1件、陳情11件、協議1件である。

(1) 議案第54号 練馬区子ども・子育て会議委員の選定に関する意見について

教育長

初めに、議案である。議案第54号 練馬区子ども・子育て会議委員の選定に関する意見について。
それでは、この議案について説明をお願いします。

こども施策企画課長

資料に基づき説明

教育長

区長が練馬区子ども・子育て会議委員を委嘱するにあたって、教育委員会に意見を聴取する必要があり、我々は意見を求められているということである。今の説明について何かご意見、ご質問あれば、お出しただければと思うが、いかがか。
こども施策企画課長、資料1の委員名簿のうち、吉田氏と小櫃氏以外で以前から継続の方はどなたか。

こども施策企画課長

今回新しく個人の方で委員になられた方であるが、吉田氏以外であると(2)事業主を代表する者については小池氏が引き続きの委員となっている。(3)子ども・子育て支援に関する事業に従事する者については、田中氏、土田氏、戸田氏に引き続き委員として就任を依頼している。(4)子ども・子育て支援に関し学識経験のある者については、先ほど申し上げた小櫃氏が引き続き委員ということで、依頼している。(5)その他区長が必要と認める者の大橋氏についても、引き続き委員として就任を依頼し、お受けいただいている。

教育長

15人中7人は、引き続きということであるか。

こども施策企画課長

そのとおりである。

教育長

いかがか。それではよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、ここでまとめたいと思う。議案第54号については承認でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第54号については承認とする。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (4) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを
求める陳情〔継続審議〕
- (5) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳
情〔継続審議〕
- (6) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて
〔継続審議〕
- (7) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実
・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (9) 令和元年陳情第3号 大泉第二中学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (10) 令和元年陳情第4号 大泉南小学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (11) 令和3年陳情第1号 学校情報化施策の更なる推進に関する陳情書〔継続審議〕

教育長

次に、陳情案件である。

本日は(11)令和3年陳情第1号 学校情報化施策の更なる推進に関する陳情書に
ついて、新たに資料が提出されている。

事務局より資料の説明をお願いする。

教育施策課長

資料に基づき説明

教育長

陳情は既にご覧いただいているかと思うが、本日は陳情の中身そのものというよりも、この間の学校におけるICTのこれまでの経緯や現状、今後の展開を俯瞰的に見ていただく資料となっている。私自身は陳情の結論を本日出すつもりはないので、このICTの問題について、広くご意見やご質問をいただければと思っている。よろしく願います。

中田委員

先日、娘が学校から、今週の土曜日にオンライン学活をするという内容のお手紙をもらってきた。初めて家でタブレットを使って学活をするということだが、これは練馬区のほかの学校でもされているのかということをお聞きしたい。願います。

教育施策課長

各学校では、タブレットを配り終わった後に、それぞれ順次取組を進めているところである。各学校それぞれ特徴であったり事情があるため、進め方に関しては順次というところであるが、今、委員からお話があったオンラインで画像をつないだり、子供たちと先生がタブレットを通じて、共通の空間でやり取りをするという取組は、いろいろな学校で既に始まっているという状況である。

教育長

よろしいか。

中田委員

はい。

高柳委員

今、ご説明を詳しくいただいたが、ICT環境の整備やICTの利活用、またデジタル化の推進というのは、今日的な教育課題であるし、大変重要なことだと思う。また、こういうことによって子供たちが学習への興味・関心・意欲をさらに高めて、学力向上に資していくということは、教育の質の向上のために本当に大切なことだと思っている。今までも、環境整備や様々なシステムの導入をしており、更に今年度は3つ、重点的な取組ということをしていくということで、この内容を見せてもらってもよい内容であるし、この実践がどうなっていくのか私たちも非常に興味深いところである。また時期を見て、報告を受けたり、実際に見たりしたいと思っている。

質問が2点ある。デジタル化を子供たちの学習に利活用していき、学力向上に資していることは、非常に役立つものだと思う。陳情の要旨の1に出ている、配付物のオンライン化は、教職員の働き方改革の観点からもメリットは色々あると思うが、デメリットもあるのかもしれない。実際に現場ででている意見や実態について、分かる範囲で教えていただきたいということが質問の1点目である。

それから、2点目の質問として、出欠や成績の管理等をデジタル化で行うことについ

て、デジタル化であれば非常に見て分かりやすいところもあるのかもしれないが、練馬区の個人情報の条例関係では許されているのかどうか、またはどういう考え方をしたらいいのか、個人情報の趣旨や管理という観点について教えていただければと思う。

よろしく願います。

教育長

陳情に即してご質問をいただいたかと思う。分かる範囲でご答弁をいただけるか。

教育施策課長

まず1点目のご質問にあった配付物等のオンライン化である。委員からメリット、デメリットもあるのではなかろうかとお話しいただいた。

メリットに関しては、それこそ、印刷をしないで素早く配付ができるということがある。私ども、保護者の方々にタブレットを使うに当たって、マニュアルや、ガイドラインなどのご案内をさせていただいている。

そこで1つ申し上げたいのは、このタブレットというものは、学習用のツールであり、児童・生徒が使うための道具であるため、子供たちにタブレットを適正に管理していただくということが重要である。この管理ということに関しては、低学年のお子様には多少難しい面もあろうかと思うが、本来であれば、子供たちが自ら、自分の情報を情報リテラシーなども含めながら、管理をしていただきたいという趣旨であるので、子供を通じてお配りする、子供を通じて保護者の方に知っていただくものに関しては、タブレットを使うことが有効なのかなと考えている。

一方、あくまでもタブレットは児童・生徒用であるので、直接保護者の方向けにお送りするような通知や配付物というものは、使い分けなども必要かと存じている。また、各校のご意見を全て集約したわけではなく、ごく一部のお話を聞いているだけではあるが、直接保護者の方に届けたい、保護者の方にしっかりと見ていただきたいときに、スマートフォンや、タブレットで次々とメールや案内が来ると埋もれてしまうのではないかと、しっかりと見てもらえないのではないかとというところが、懸念されるという声も一部にある。そのため、教員の皆様、学校現場においては、配付物等の中身や目的、趣旨に沿って、それぞれどういった配付方法を取るかというのを運用面で使い分けて、工夫していくというところがあるのではないかと、今のところ認識している状況である。

2点目のご質問である。出欠や成績等の管理という中で、いわゆる情報管理、セキュリティに係る部分である。練馬区においては、個人情報保護条例に基づいて、こういったシステム、電子計算組織を導入する際に、どのような個人情報を扱うのか、そして、それをどのような対策をもってセキュリティを確保するのかといったところを個人情報の保護審議会にお諮りさせていただいている。そして、その中でセキュリティ対策などもご説明しながら、許可をいただいて、それにのっとった運用を行っているところである。もちろん、各現場、学校においては、十分なセキュリティ対策とその意識を持っていただきながら、運用をお願いしているところである。

以上である。

教育長

陳情者はタブレットを使って成績の管理等をやってくれと1つ目で言っているが、教育指導課長、これは、現在、正式な管理はどのようにしているのか。

教育指導課長

成績の管理は校内だけで行っており、成績を子供のタブレットにデータとして配信するということはやっていない。そのため、通知表等は、紙ベースのものを子供たちを通じて保護者や家庭に配付させていただいている。現在も、子供のタブレットを使って、成績などの情報を子供たち各々に配信するという考えはない。

高柳委員

私もあまりこういうのに詳しくないので、少々お聞きしたいのだが、例えば、仮にタブレットで成績や出欠等を管理した時に、外に漏れたら、個人情報として大変問題があり、子供が大変傷つく場合がある。タブレットに入れて配ることで、外に漏れてしまったり外部から見られるなど、最近も様々なところで社会的に問題が起きており、これまで考えられなかったようなことも起きていように見聞きしている。この辺はいかがなものか。

教育施策課長

まず、先程、教育指導課長からご答弁申し上げたとおり、子供たちの出欠情報や成績に関してはタブレットを通じてやり取りをするデータ、仮想の空間には一切入れていない。校務支援システムの閉じたネットワークの中だけで管理している。このシステムの中には、教員の皆様と私ども関係者しか入れない状況になっている。そして、また、タブレットの中では、例えば、子供たちの名前であったり、学級番号であったり、そして、子供たちが学んだ情報、例えばだが、学習支援のドリルをやってみて、何点取れたというドリルの情報が、子供たちのタブレットの中のデータのところに格納されるわけだが、タブレットそのものには、データが蓄積されない仕組みになっている。タブレットの機械の中には、ソフトを動かす機能があるが、データは格納されない。そのデータはどこに格納されるかという、私どもの共通基盤を通じて、いわゆるクラウドサービスの中に格納がされている。そして、先ほど申し上げた保護審議会を経過した後に、私どもが契約するに当たっては、このクラウドサービスでの万全なセキュリティー対策というものを確認した上で、そういったサービス利用を契約しているところである。

以上である。

高柳委員

分かった。ありがとう。

坂口委員

ICT教育により、例えば、これまで教科書を使って先生が説明をしていた部分を、子供たちが動画で見ることにより非常に理解でき、本当に目覚ましい学習効果が出るだ

ろうと思う。子供たちは信じられない程多くのそれぞれのテーマに沿った情報を取得することができる。また、先生方は、授業づくりをあらゆる情報の中から行うのではないかと想像ができる。例えば、QRコードを活用したり、歴史も動画を活用することで子供たちの理解が早くなるのではないかなど、多くの情報の中での、先生方の授業のカリキュラムの作り方ということにも、様々な工夫が必要かと思う。

それで、ICT支援員を14名から28名に増やすということになっているが、この支援員というのは、おそらく教育内容について詳しい方だろうと思うし、非常に効果的でよい授業の組立てをお互いにタブレット上でやり取りができて、広がりやすいと思った。

それから、教室風景を映すことができるため、不登校の子供にも、学校の教室の雰囲気分かるし、支援の必要な子供たちも自分の学校の様子が分かるし、そういう可能性の大きさを感じた。セキュリティーの対策等を伺い、納得したし、今後広げていってほしい。このタブレットが教育をがらりと変えるのではないかと、そこまで私は期待している。

そこで、その支援員という方はどういう方たちなのか教えていただきたい。

教育施策課長

こちらの支援員という方々であるが、基本的には、いわゆるICT機器の操作や、仕組みなど、こういった取扱いにたけている方々である。私ども、事業者に委託をして、その受託事業者が、例えば、一定の資格だとか面談等を行って、その技術にたけている人々を採用して、練馬区の各学校に派遣していただいている。

そして、委員がおっしゃられたとおり、使い方の話だけではなくて、いかに授業で効果的に使っていただくかということが一番重要かと存ずる。今、私が伺っている中では、支援員の皆様も、各学校に訪問し、先生方が悩んでいること、困っていることにご相談に応じながら対応しているというところもあるし、逆に、支援員のほうから、こういった使い方はいかがかと、こういった取組を進めるとなかなか子供たちの受けがよろしいのではないかとというような提案型なども、既に行っていたいただいているところである。

最後になるが、支援員の中でも、支援員一人一人が取り組むだけではなくて、支援員同士で情報を共有して、支援員同士でこういう授業の使い方をぜひ提案していこうというように、内部での意見交換というものも実際に行っているところである。

以上である。

坂口委員

今スタートして、これから子供たちの教育の効果をいろいろ検証していくというところである。様々な心配はそれぞれあるかもしれないが、私は、今のお話のように、支援員同士も研究したり、それから先生方も様々な場面でこんなものもあった、子供たちの反響はどうだったなど話すことで新しい教育の方法について広がっていくという明るい未来性を感じる。ぜひ、よろしく願います。

教育長

ほか、いかがか。

中田委員

今のお話の続きであるが、ICT支援員の方は、教員の資格等はある方たちなのか。

教育施策課長

大変申し訳ない。教員の資格を持っているかどうかというところは、確認したことがない。

教育長

陳情を見ると、とりわけタブレットに対する期待が大きい陳情なのだと思う。当然のことながら、タブレットを使った授業展開、あるいは先生方の様々な仕事のデジタル化ということについて、利用の範囲というのは無限に広がっていくとは思っている。ただ、やはり気をつけなければいけないのは、やってはいけないこととか、個人情報の問題を中心として様々な気をつけて使っていかなければいけない部分というのが当然あるのだろうと思っている。

陳情に即して言えば、先ほど高柳委員から要旨の1番についてお話があったが、2番のところ、オンライン授業や、課題配付、いわゆる学びの保障についてタブレットを全面展開してほしいという趣旨のご要望があって、特に、その理由の中でライブ配信のことに触れている。例えば、授業をライブで配信して、学校に行けない子供たちがそれを見ながら授業に参加するというようなことを、おそらくイメージされているのだろうと思う。こういう在り方というのは問題がないのかなのか、私は非常に危惧するところであるが、現時点で、どういう課題認識を持っているか。

副参事

学びの保障という点で、何らかの理由で学校に来られない子供たちに保障していくことは大変重要なことだと思っているが、家に居ながら、全てライブ配信により学習が完結するかというと、なかなか難しいところがあるかと思う。実際、子供たちは学校に行き、直接的な様々な体験だとか、子供同士の協議を重ねる中で学びが充実し、子供たち自身が主体的な学習者として成長していけるというところがあるので当然、直接的な学校での活動を中心にした学びというのは重要になっていくかと思う。

現在、授業のライブ配信はシステム的には可能な状況になっている。システム的に可能であるというのは、機材や通信手段的には行うことはできるが、例えば、一部の家庭の子供たちに対して、そういったものを配信するということになると、個人情報の取扱いの問題、また学習効果や実際にやっている授業への影響、それに携わる教師の作業の負担等、様々な課題があるということである。そういったことをクリアした上で実施することになるかと思う。

以上である。

教育長

これだったらできるのではないかと頭で考えるのは分かるが、実際にやってみようとする、なかなか難しい問題がまだまだ横たわっているかと思う。これからやっていく中で1つ1つのそういった問題を、クリアしながら、よりよいICTの展開をしてもらいたいと切にお願いをしたいと思う。これは駄目、あれは駄目というのでは、何のためにICTをこれだけ進めていこうとしているのか分からなくなってしまうから、可能な限りできることはとにかく広げていくという基本姿勢を持ちつつも、やはり気をつけて慎重にやらなければならない問題については、しっかりとそこも抑えながら進めていくということが大事なことであると思うので、よろしく願います。

委員の皆様、ほかにICTに関して何かあるか。よろしいか。

それでは、今、様々なご意見をいただいた。このタブレットを配付してまだ数か月という段階であって、先ほどもお話しがあったが、これから、適宜報告をいただき、場合によっては、実際に活用している場面を見させていただくという機会も設けながら、この問題については引き続いて取り上げていきたいと思っているので、この陳情の扱いについては、今日のところは継続とさせていただきたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

次に移る。その他の陳情10件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化がないと聞いている。したがって、これら10件の陳情については、本日は継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。

継続審査中の協議案件1件については、本日のところは継続とし、次回以降に協議を行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

(1) 教育長報告

① その他

教育長

次に、教育長報告であるが、本日は、予定している報告案件はない。
事務局、何かほかにあるか。

事務局

特段ない。

教育長

それでは、本日用意した案件は以上であるが、委員の皆様方から何かご発言があればどうぞ。

高柳委員

質問や意見ではないが、感想とお礼を申し上げたいと思う。

新型コロナウイルスのワクチン接種の件だが、今、全国で非常に急いで拡大しており、大変よいことだと思っている。皆さんそうだろうが、私も子供たちには本当に安心安全な、元どおりの元気な学校生活を送ってもらいたいと思っている。そのためには、本当にワクチン接種というものがより大事なことだと思う。ある程度、ワクチン接種ができるようになったら、元どおりの学校や日常生活が戻ってくるのではないかと思う。昨日の菅首相の答弁では、10月か11月頃にできるのではないかとおっしゃっており期待している。

そういうところで、練馬区は本当に努力していただいて、区民一般にもどんどん進んでいるし、また、練馬モデルということで、非常に尽力していただいており、感謝している。少し前から、小中学校や保育園、幼稚園の職員とか、また子供たちにワクチン接種ができたらいと強く思っていたが、今の状況ではなかなか難しいのかなと考えていたら、最近、区のホームページ等の情報で、小中学校、保育園等に勤務している区民や、今のところ12歳からということだが、12歳から15歳、誕生日が来た小学校6年と中学生に、接種券が6月下旬から7月の段階において配られるということで、ワクチン接種が進んでいくということを知り、大変ありがたいと思っている。

これは、多分私たちには分からないところで、教育長中心に、ここにいらっしゃる部課長の方、また担当の職員の方々がご努力されたり、ご尽力された、そういう成果のおかげであると思う。今後とも、様々な大変なことや、方針が変わったりというようなこともあると思うが、ぜひ、子供たち、教職員、また保護者が安心して、日常生活、学校生活が送れるようになるように、ご尽力をお願いしたいと思っている。お礼を申し上げたいと思って、時間を取らせていただいた。ありがとう。

教育長

ありがとう。

ほかに何かあるか。よろしいか。

それでは、以上で第11回教育委員会定例会を終了する。ありがとう。